

大阪市告示第1302号の2

令和6年1月23日付け大阪市告示第82号の2（「市税の申告等に関する期限の延長」）において、別途市長が定めることとされている日（延長期限）のうち、次に掲げる地域に住所、主たる事務所若しくは事業所又は申告等の事務を現に行う事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、同告示に規定する申告等に関する期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについて、令和7年10月31日とする。

令和7年9月25日

大阪市長 横山英幸

指定地域	
石川県	輪島市 珠洲市 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町

（財政局税務部管理課）

（令和7年9月25日揭示済）